

平成27年度会津坂下町社会福祉協議会事業計画

《基本方針》

社会福祉を取りまく環境は、依然として、人口の減少と少子・高齢社会の進行、という課題に加え、社会・経済の構造変化の中で、地域や家族のつながりが薄れ「孤立化」、「無縁社会」などの生活課題が生じており、きめ細かなセーフティネットの整備・充実が求められています。

また、平成27年度からは「生活困窮者自立支援法」が施行されることから、町民の生活支援に関わる各種団体や機関との連携と協働に取り組むとともに、誰もが安心して地域生活をおくれる環境や福祉サービス利用者への支援を充実するための体制づくりも求められています。

このような状況下で、市町村社会福祉協議会の果たすべき役割は益々高度化、多様化、専門化しており、地域福祉の推進を図る中核的な団体としてこれまで以上にこれらの課題に取り組む必要があります。

長年にわたり推進してきた住民による地域福祉活動の一層の活性化を図るとともに、地域住民とのつながり・ささえ合いに基づく積極的な取組が必要とされています。また、生活福祉資金貸付制度を活用した支援や、地域における幅広い生活支援の仕組みづくりと福祉サービスの利用を支援するための情報提供、日常生活自立支援事業、苦情解決などの円滑な事業運営も期待されています。

これらの期待にこたえるため、地域福祉推進の中核組織としての社会福祉協議会は、情報提供や相談機能を強化し、組織、財政の確立など各分野にわたる基盤整備をはかるとともに、住民ニーズ、福祉課題を明確にしながら、住民の理解と参加・協働のもとに、社会福祉の専門機関・社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティア及び保健・医療等関係領域機関団体との連携を一層緊密にし、時代の要請に対応した効率的かつ効果的な事業推進に努め、本町における地域福祉を推進することとします。

【重点目標】

1. 地域福祉・在宅福祉サービスの推進と活動体制を強化するため、組織・財政基盤の確立と活動体制の充実強化に努める。
 - ・会員制度及び財政基盤についての検討
 - ・事業執行体制の適正化と事務処理の効率化
2. 複合的な要因を持つ新しい福祉課題・生活課題に対応するため、地域内の社会福祉関係者、住民・ボランティア等との協働体制づくりに努める。
3. 住民の社会福祉に対する理解と参加協力を得るため、住民の理解と参加・協働のもと、生活支援の仕組みづくりや情報提供を行い、ボランティアの養成、ボランティア活動の推進体制づくりに努める。
4. 災害時に備えた対応への取り組み。

〈実施事業〉

1. 社協体質の強化をはかるため自主財源の拡充及び諸規程の整備、引き続き役職員の研修に努める。
 - (1) 会員会費の加入（法人団体・特別・一般）
 - (2) 共同募金の推進
 - (3) 社会福祉事業等先進地事業例の情報収集
 - (4) 各種研修会・会議への参加

2. 本会活動推進のため、自治会長・区長、民生児童委員、福祉委員、福祉団体及び学校等の協力を推進する。
 - (1) 会員の加入促進
 - (2) 共同募金、歳末たすけあい運動意識の昂揚
 - (3) 日赤社資募金（一般募金・特別社員・有功章社員）増強運動の促進
 - (4) 各種事業への協力

3. 福祉行政と民間福祉活動の連携を密にし、老人福祉及び地域福祉の推進をはかる。
 - (1) 高齢者生きがい事業の受託運営
 - ・ 生きがいセンターの運営
 - ・ 敬老会の開催
 - ・ 戦没者追悼式の開催
 - ・ 介護予防、地域支え合い事業
 - ・ 金銀交流サロンの管理
 - (2) 民生児童委員会協議会事務局の受託
 - (3) 各種講座・教室の開催
 - (4) 町福祉関係者との連携強化及び各種会議等への参加
 - (5) 福祉団体の育成

4. 在宅福祉サービス事業を推進する。
 - (1) 給食サービス事業の実施
 - 1) 対象者 一人暮らし老人・高齢者夫婦世帯等
 - 2) 実施内容 年末お節料理宅配サービス
 - (2) 除雪費助成事業の実施
 - 1) 対象者 一人暮らし老人・高齢者夫婦世帯・身障者世帯等
 - 2) 実施内容 除雪費用の助成
 - 3) 期間 12月～3月

- (3) 住宅火災警報器設置事業の実施
 - 1) 対象者 高齢者世帯等
 - 2) 実施内容 住宅火災警報器の設置

- (4) 在宅介護者援護事業の実施
 - 1) 車イスの貸与
 - 2) エアマットの貸与
 - 3) ギャッチベッドの貸与

5. 地域福祉対策の充実強化をはかる。

- (1) 日常生活自立支援事業の推進（あんしんサポート事業）
生活支援員による福祉サービス利用援助活動
判断能力が十分でない方（認知症や知的障害、精神障害等、病気や障害など）が日常生活を営むのに必要なサービスの利用に関する相談・助言及び福祉サービスの利用手続き等の援助、その他福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を金銭管理も含め一体的に行う。
- (2) 広域的連携による地域福祉活動への情報提供及び相談機能の強化
- (3) 共同募金地域配分事業の実施
 - 1) ゲートボール場新設・整備事業への助成
 - 2) 児童遊び場新設・整備事業への助成
 - 3) その他、地域福祉関連事業への助成
- (4) 地域活動物品貸与事業の実施
 - 1) ワンタッチテント（大6・小2）
 - 2) そば打ちセット（2セット）
 - 3) 大なべ・バーナーセット（4セット）

6. 心のふれあう地域福祉活動の推進をはかる。

- (1) 心のふれあう福祉の町づくりの推進
 - 1) 健康長寿芋煮会の開催（福祉ボランティア連協との共催）
 - 2) 福祉ボランティア連協事業への協力

7. 心配ごと相談所運営体制の強化をはかる。

- (1) 相談員研修、事例検討会への参加
- (2) 弁護士来所による相談会の開催（年6回）
- (3) 各種相談会への協力（行政・人権・法律相談等）
- (4) 広報活動の充実

8. 生活困窮世帯及び身体障害者世帯等への資金貸付制度の活用推進をはかる。

- (1) 生活福祉資金の活用促進
 - (2) 生活援助資金の活用促進
9. 高額療養費支払資金貸付の活用促進をはかる。
10. ボランティア活動の活性化及び組織化を推進する。
- (1) 福祉ボランティア連絡協議会の育成
 - (2) 各種研修会及び大会（ボランティアフェスティバル等）への参加
 - (3) ボランティア派遣事業の推進
 - (4) 災害時のボランティア活動の対応推進
11. 福祉バス（マイクロバス）運行事業の推進をはかる。
12. 基金の造成及び運用。
- (1) 社会福祉基金
 - (2) 高橋勝明はとふる基金
13. 各種運動の推進。

以 上